

都市計画の見直し等に関する説明会（西大高線・氷上公園）

1. 開催概要

日時：2019年11月22日（金） 午後7時～午後9時

場所：緑区 大高小学校

出席者：101人

2. 記録等

別紙のとおり

3. 結果

（1）都市計画の変更について

西大高線については、現計画の線形や構造等に課題があることなどから、未着手区間の計画の廃止を提案しましたが、地域からのご意見等を踏まえ、説明会で来年度予定とお示しした都市計画手続きは見送ります。

（2）都市計画の変更について

公園事業の予定について説明会でいただいたご意見を踏まえ、以下のような予定で進めてまいります。

時期	区域	予定
2028年度～ 2037年度	事業化区域	2028～2037年度内に事業着手 予定
2038年度以降	計画存続区域	2038年度以降に事業着手予定

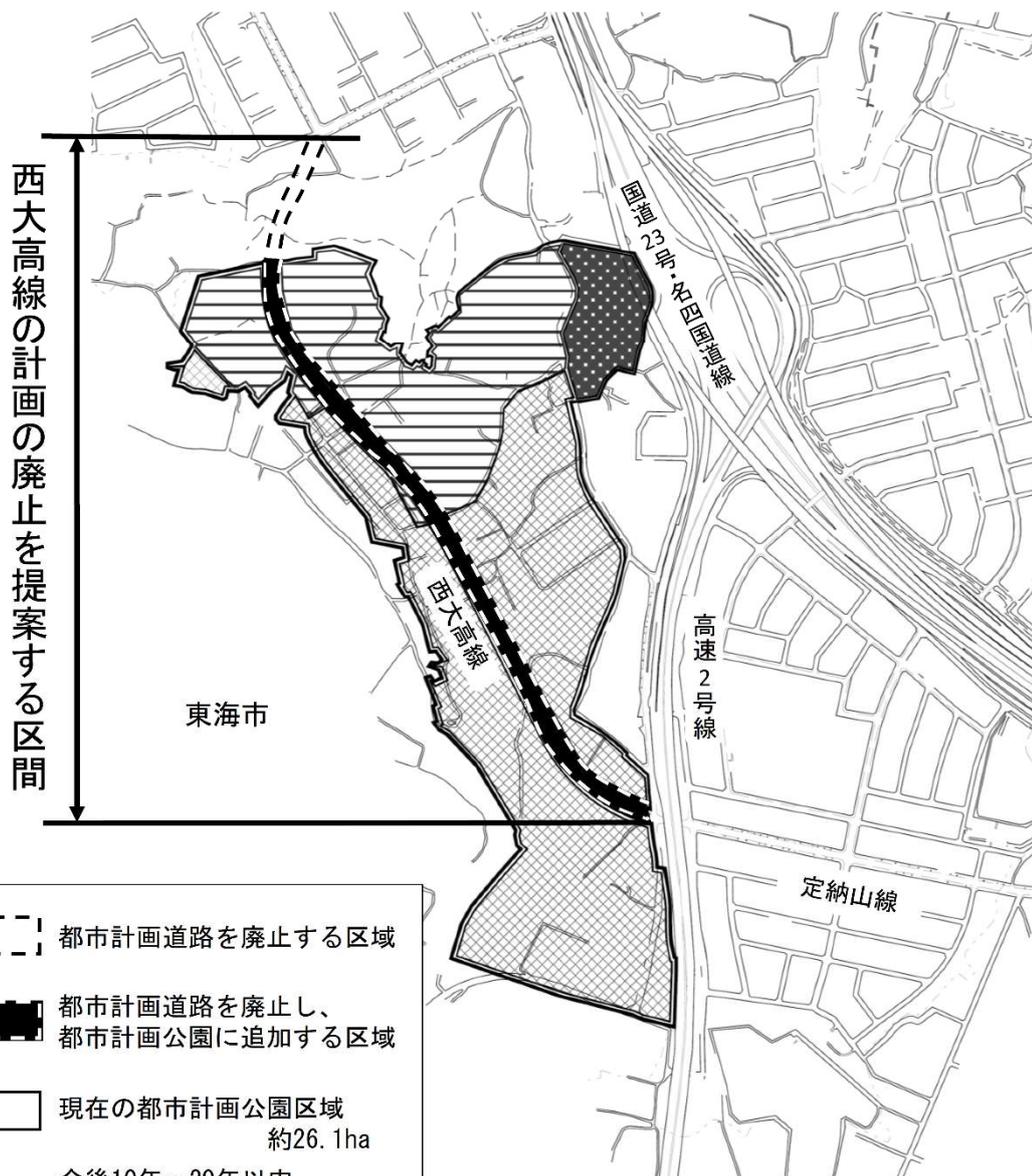
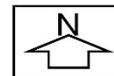
《問い合わせ先》

- 都市計画道路について
住宅都市局 街路計画課 街路計画係 （電話 052-972-2721）
- 都市計画公園緑地について
住宅都市局 都市計画課 都市計画係 （電話 052-972-2714）
- 都市計画公園緑地の整備プログラムについて
緑政土木局 緑地事業課 緑地計画係 （電話 052-972-2486）

【参考】

西大高線・氷上公園の都市計画の見直しの方針と整備プログラム（第2次）

西大高線・氷上公園（緑区）



都市計画道路を廃止する区域

都市計画道路を廃止し、
都市計画公園に追加する区域

現在の都市計画公園区域
約26.1ha

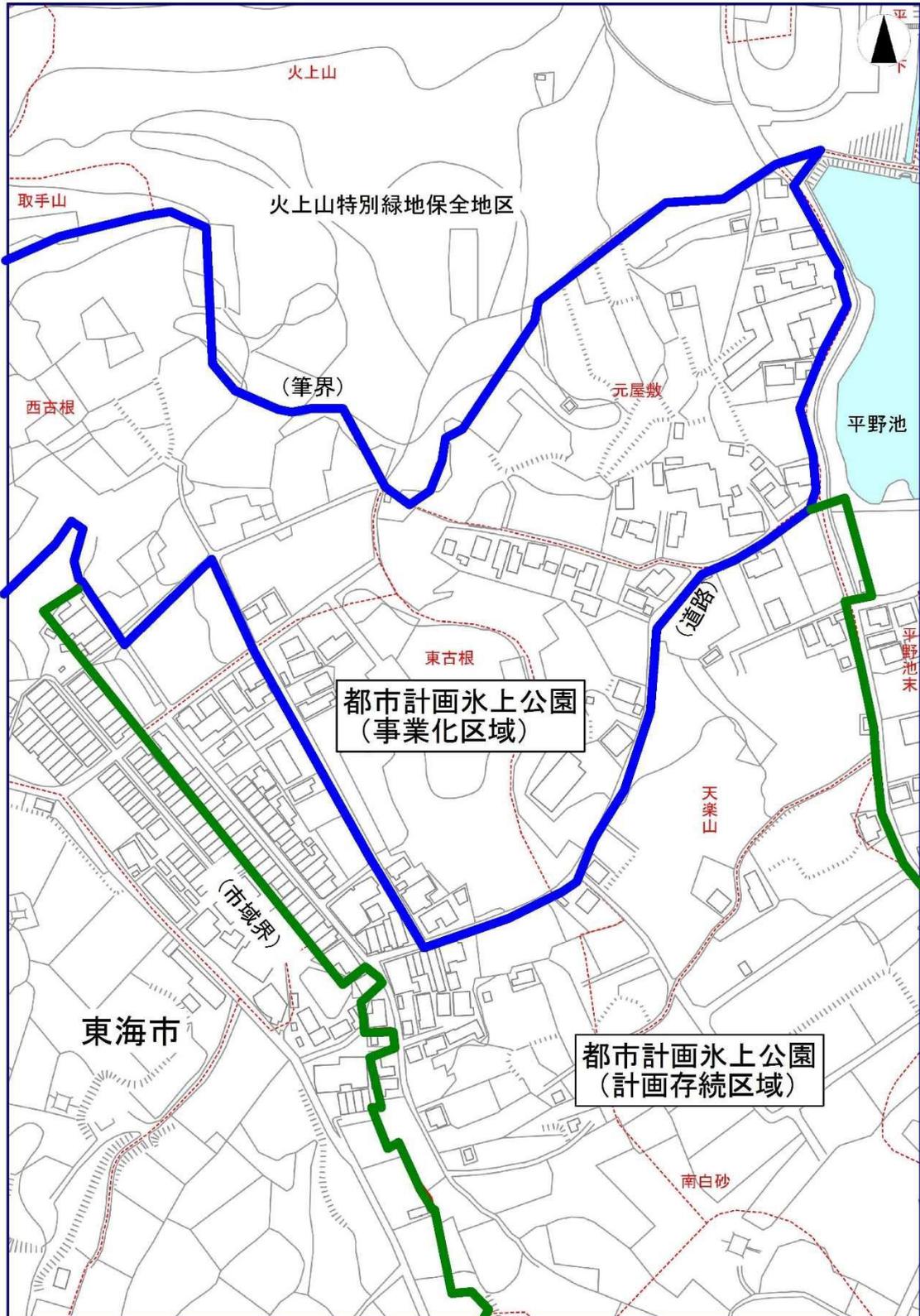
今後10年～20年以内
(2028年度～2037年度)に
公園事業に着手する区域

今後20年以降(2038年度～)に
公園事業に着手する区域

都市公園や公有地
神社仏閣等の買収・整備を
必要としない区域

今回の西大高線の見直しに伴い、
都市計画道路高速2号線より東の区間については、
定納山線として名称を改め、都市計画変更を行います。
※これによる土地利用等への影響はありません

(参考) 都市計画氷上公園 第2次整備プログラムにおける区域図



※都市計画道路 西大高線の区域については、明示しておりません。

◎記録等

1. 説明内容

(1) 西大高線の見直しについて

○見直しの必要性

- ・平成 17・18 年度の見直しに基づき、都市計画の見直しと整備を進めてきたが、道路を取り巻く状況が変化したことから、改めて都市計画の見直しや事業着手時期の見直しが必要となった。
- ・このため、平成 28 年度の「都市計画道路整備プログラムの見直し方針」をもとに、平成 29 年 3 月に、「未着手都市計画道路の整備について（第 2 次整備プログラム）」を策定・公表した。

○西大高線の概要について

- ・西大高線は、昭和 40 年に当初の都市計画決定が行われた。
- ・計画としては、延長 2.18km、2 車線・幅員 16m の道路である。
- ・事業未着手の区間は大高町字^{いしきやま}一色山から字^{じょうのうやま}定納山までの約 1.06 km である。

○西大高線の見直しの方向性

- ・第 2 次整備プログラムにおける評価・検証の結果、西大高線は、整備効果が高くはないこと、並びに、整備する場合には、地形起伏等を考慮した影響範囲の拡大が考えられ、事業規模に対する道路整備の有効性が低いことから、今後整備しない路線（計画の廃止）と位置付けた。
- ・西大高線については、廃止し、一部を都市計画氷上公園に追加する。また、未着手区間の廃止に伴い、東側の整備済区間の名称を変更する。

(2) 建築制限等や今後の予定について

- ・都市計画変更後、都市計画道路及び都市計画公園の区域外となる土地については、都市計画公園内での建築制限がなくなることから、固定資産税・都市計画税における評価額の減価補正がなくなり、一般の土地と同等の扱いとなる。
- ・都市計画変更の手続きの流れとしては、本日の説明会ののち、計画の変更案を一般の皆様縦覧し、それに対する意見書の内容も含めて、都市計画審議会で審議し、議決されれば、都市計画の変更が決定される。都市計画変更の告示までは、現在の都市計画が継続される。

(3) 氷上公園の整備プログラムの見直しについて

○都市計画と整備プログラムの見直しの必要性について

- ・平成 20 年策定の「長期未整備公園緑地の都市計画の見直しの方針と整備プログラム」に基づき、都市計画の見直しと公園事業を進めてきたが、公園緑地を取り巻く状況が変化したことから、改めて都市計画の見直しや事業着手時期の見直しが必要となった。
- ・このため、平成 20 年の都市計画の見直しの基本方針をもとに、平成 28 年の名古屋市緑の審議会からの答申の内容をふまえた新たな視点を加え、平成 30 年 3 月に「長期未整備公園緑地の都市計画の見直しの方針と整備プログラム（第 2 次）」を策定・公表した。

○氷上公園の概要について

- ・氷上公園は、昭和 53 年に当初の都市計画決定が行われた。
- ・公園種別としては、休息、遊戯、運動などの総合的な利用を目的とした総合公園である。
- ・現在の計画区域の面積は約 26.1ha となっている。
- ・事業に未着手となっている区域は、住宅や樹林、農地となっている。

○整備プログラム（第 2 次）について

- ・平成 20 年 3 月に策定した「長期未整備公園緑地の都市計画の見直しの方針と整備プログラム（第 1 次）」では、事業着手第 2 期、2018 年度から 2027 年度までに事業着手する区域としていたが、他の公園緑地との事業優先度や今後想定される事業費を考慮した結果、平成 30 年 3 月に策定した「長期未整備公園緑地の都市計画の見直しの方針と整備プログラム（第 2 次）」では、「事業化」区域は 2028 年度から 2037 年度内に事業着手、「計画存続」区域は 2038 年度以降に事業着手する区域となっている。

2. 主な質疑

【西大高線】

質問 西大高線が整備されたら、バスルートとしての活用を期待していた。

回答 第2次整備プログラムにおいて、整備効果の評価・事業性の検証を行った結果、西大高線は整備効果の評価が高くはないことや、事業規模に対する道路整備の有効性が低いことから計画の廃止を考えています。

質問等

- ・ 定納山の整備済の道路は知多半島道路で止まっており、大高台からの道路も国道23号で止まっている。
- ・ 定納山から知多半島道路の高架下を通った所と、東海・大府市からの通過交通による出会い頭の事故が多い。
- ・ 商業施設の立地等により交通量が増えてきている。
- ・ 生活道路が商業施設への抜け道になっている。
- ・ 東海市・大府市からの通過交通が生活道路に入り込んで危険である。
- ・ 生活道路に通過交通が入り込んでおり、危険である。
- ・ 7時～9時の規制がかかっている道路があるが、規制が守られておらず危ない。
- ・ この見直しはH27年の交通センサスで評価を行っているがR2年の交通センサスの結果を利用しないのか。生活道路が抜け道になっている。
- ・ 西大高線は用地取得費が安く、早く整備できるのではないか。

回答

- ・ 本来、幹線道路・整備済区間の道路を使っただけのが基本だと考えますが、実際に生活道路への入り込み交通があり、危険というご意見があることについて、関係機関に相談します。
- ・ 今回の見直しの方向性としては、周辺の交通量が増えているかどうかということや、どちらが用地取得しやすいかではなく、未着手路線の整備効果の評価と事業性の検証を行った結果、見直しの方向性を出しました。

質問 緊急車両が東海市経由で来たことがある。未着手区間の周辺地域では、木造の建築物が密集しているところもあり、防災上の観点からも整備してほしい。

回答 第2次整備プログラムにおいては、防災上の観点も含めて、総合的に評価・検証した結果、廃止候補路線と位置づけました。

質問 (説明会で)意見を言えば廃止が見直されることはあるのか。

回答 本日の説明会で廃止が確定ではなく、説明とおりに進むとすれば、来年5月頃に都市計画案の縦覧があり、その時にご意見をいただいた場合、その意見の要旨を付けて都市計画審議会に案をお諮りすることになります。

質問 西大高線の都市計画の理由は何か。

回答 大高町の合併に伴って計画決定されております。

質問 なぜ西大高線が廃止候補路線と評価されたのか、廃止に反対である。説明に納得できない。

回答 西大高線を現線形で整備するには、地形起伏等を考慮すると影響範囲の拡大が想定されることから、困難であることはご理解いただきたいと思ます。

今回の説明会において、皆様から様々なご意見をいただきましたので、一度持ち帰らせていただきます。

追加の質問等があれば、問合せの連絡先にご連絡ください。

【氷上公園】

質問 氷上公園を都市計画決定した歴史を教えてください。

回答 戦災復興計画の中で、昭和 22 年に氷上公園の区域を南墓園として都市計画決定しておりました。その後、大高町との合併の際の協議の中で、墓園ではなく公園の方が望ましいということで、昭和 53 年に都市計画公園氷上公園として都市計画決定されております。

質問 10 年前に説明された事業着手時期よりも遅くなっている。本当にやる気があるのか。

回答 事業着手が遅れていることについては、大変心苦しく思っております。市の財政状況等を踏まえて市内の長期未整備公園緑地の中で整備優先順位付け等を行い、「長期未整備公園緑地の第2次整備プログラム」を策定しております。

【別紙 5/6】

質問 公園区域内の先行取得地を市が年2回草刈りをしているが、私が草刈りをした2日後に委託業者が来て草刈りをやっていた。私が草を刈った分について、委託業者への減額等を行っているのか。

回答 草刈り等でご迷惑をおかけしていることに関して、業者等への指導をしっかりやってきたいと考えております。業者管理等を行っている緑土木事務所とも相談しながら進めてまいります。

質問 昨今、様々な災害が発生している。当地区においても災害時の避難場所となるような公園が必要である。避難するための道路も必要である。事業が長期化していることを懸念している。少しずつでも事業を進めてほしい。

回答 公園における防災機能の観点については、名古屋市においても重視している所であり、32公園の長期未整備公園の優先順位をつける際にも十分把握した上で検討を行いました。防災の観点から、まずは既成市街地の中で密集している地域から、現在事業着手しているところです。

質問 自分の土地の着手時期が「事業化」区域内なのか、「計画存続」区域内なのか詳細を知りたい。

回答 後日、説明会の記録と合わせて分かりやすい図面等を同封して、郵送等させていただきます。お急ぎの方は、市役所までお問合せいただければ説明させていただきます。

質問 用地取得は金銭で行うのか。代替用地が用意されるのか。

回答 基本的に金銭で買わせていただきます。代替用地を提示していただければ、必要に応じて対応させていただきます。

質問 公園の事業が開始された後、現在使っている生活道路はどうなるのか。

回答 住んでいる方に不都合が生じないように、用地取得の状況に応じて順次、公園の整備を進めさせていただきます。

【別紙 6/6】

質問 氷上公園は、東海市と大府市の緑陽公園と一体的に計画されており、東海市側は既に整備されているのに、氷上公園の整備が進んでいない。

回答 東海市側で整備が進んでいることや、一体的な利用の計画についても十分認識していますが、本市の財政状況等の理由から整備が遅れております。本日お示しした今後 10 年～20 年以内に事業化予定の北側部分から、東海市側の公園との一体的利用や、特別緑地保全地区の自然環境の保全にも配慮しながら整備を進めていきたいと考えております。

質問 氷上公園内に西大高線の道路の線が示されている図があるが、公園内に道路を整備するという事か。

回答 この図は廃止候補となっている西大高線の区域が公園の区域になることを示したもので、公園内に道路を整備するものではありません。

質問 公園の整備優先順位はどのようにして決めているのか。氷上公園の順位は何位か。

回答 防災機能や自然環境への影響、また地域の状況等の観点から、点数化をして優先順位の評価を行っております。氷上公園の順位は市内 32 公園中 4 位となっており、1～2 位となっているのは中川区内の公園で、防災機能の観点から優先度が高い評価となっています。

以上